

平成23年度第4回経営協議会議事要録

日時 平成23年10月25日(火) 10時
場所 KKRホテル名古屋 福寿の間
出席 学内委員5名 欠席なし
学外委員5名 欠席1名

会議成立

開会 10時

議事に先立ち、学長からあいさつの後、総務課長から、本日の配付資料の確認及び会議日程の説明があった。

次いで、学長から第3回本協議会(9月20日)開催以後の主要な取り組みと今後の課題として、①静岡大学との共同大学院博士課程「共同教科開発学専攻」の設置申請の結果、並びに都築委員から当該専攻設置についての今後の対応、②来年度概算要求の文科省から財務省への予算要求原案状況、③東海地区国立大学連携推進学長懇談会(9月27日開催)においての共同連携推進の確認及び調印式の実施、④保護者懇談会(9月18日、10月23日)の実施状況、⑤海外協定校(ハノイ教育大学、台湾彰化師範大学)の創立記念式典出席などの国際交流状況、⑥関係各誌に掲載の大学ランキングの掲載状況について報告があった。

これに対して、委員から保護者懇談会の目的、懇談内容等について質疑応答があった。

議 題

1. 平成23年度第3回経営協議会議事要録の承認について
学長から提議され、原案どおりこれを承認した。

2. 業務達成基準の範囲について

学長から提議され、白石委員から大学の業務を達成するために必要な債務を次年度に繰り越す手段として、学生寮の整備を指定するよう学長からの指示に基づき手続きを行った旨説明があった後、資料に基づき平成24年度から平成26年度までの整備計画及び経費の内訳について説明があった。

これに対して、質疑応答の後、これを承認した。

○委員からの質疑等 ●大学側の回答

- 自習室は改修の予定に入っていないのか。
- 既に改修済みとなっているので、今回は計画に入っていない。
- 今回のような手続きを行わないと改修ができなくなるのか。
- そのとおりである。
- 国立大学の運営に余力があると思われているが、安全を見込んで運営すると少し多めに残り、それを目的積立金として承認されなければ次年度予算として使えなくなる。昨年、名古屋大学は業務達成基準を申請済みであったため、200万円の残となったが、本学でも同様に申請しようとしたが監査法人との間で調整が付かなかった。
- 5年間で6億円は保障されるのか。
- 計画変更もありうるが、繰り延べすれば可能で剰余金として計上されなくなる。
- F棟にこの計画は入っていないですね。
- 今年度予算から計上している。
- 事前申請とするか、事後申請とするかの違いか。

- そのとおりである。目的積立金であればいろいろな事項に使えるが、今回のものは学生寮の整備のみの使用となる。

3. 2011年度予算の使途変更及び補正（案）について

学長から提議され、白石委員から資料に基づき、①人件費を学長裁量経費（学生寮整備の財源）及び予備費（学部定員超過対応分）へ使途変更すること、②入学者増に伴う授業料収入を計上すること、③授業料収入増額分を物件費に計上することの説明があり、標記変更及び補正案を承認した。

4. 学生寮整備に係る資金計画について

学長から提議され、白石委員から資料に基づき、①2010年度学長裁量経費が250,000千円であったこと、②今年度への目的積立金としての繰り越しが347,833千円として申請中であること、③次年度以降は30,000千円を計上していることの説明があり、学生寮整備に係る資金計画を承認した。

報告

1. 2011年度予備費の使途について

白石委員から、資料に基づき、生駒野外実習地の利用に係る設備費ほか4件を予備費に充てることについて報告があり、これを了承した。

2. 2012年度概算要求について

白石委員から、資料に基づき、①国立大学法人全体の概算要求・要望の概要、②本学の平成24年度収入・支出概算要求書、③2012年度概算要求事項（特別経費）などについて文科省から事務連絡が届き、正式通知が到着するまでの間事前の確認作業を行っている旨報告があった。

これに対して、質疑応答の後、これを了承した。

○ 収容定員超過分の収入が増となっているが、ペナルティがあるとしても増となるのか。

● 定員に応じた教育・整備を行っていることから、定員管理が求められているのである。一方、業務の実績評価においても定員超過は評価ポイント上、マイナスとなる。なお、超過分収入の計算については過去の実績を超えた分が計上されている。

● 今年も30,000千円授業料収入が多かったが、これを学生寮の整備に有効利用したい。

○ 学生が多く入学すれば収入も多くなるという構図でよいか。

● そのとおりである。

○ 学生定員に関して、教員の定年延長が現実化する中で一時的に教員採用が減る事態を想定して学生定員を考えておかなければならないと思うがいかがか。

● 本件については役員会でも把握しており、愛知県、名古屋市とも連絡を取りながら検討していきたい。

3. 国税局税務調査について

白石委員から、10月11日から14日までの国税局による税務調査について、①消費税に特化した調査であったこと、②本学では法人化後初めての調査であったこと、③課税仕入れ・非課税仕入れの仕分けについて指摘があり、今後税理士とも相談して対処するなどの報告があった。

これに対して、質疑応答の後、これを了承した。

○ 指摘の具体的な内容はなにか。

● 物を購入したときには税金を払っているが、非課税売り上げである授業を財源とした取引に係る消費税は本学が全額負担することになる。この部分について、

個々の物品の仕分けが解釈の違いにより食い違ったものである。

4. その他

(1) 次回の開催日について

総務課長から、次回開催日については現在調整中である旨報告があり、次いで、学長から、年10回の開催を予定しているため場合によっては書面会議もありうることを了承願いたい旨述べられた。

閉会 11時45分